

事業系ごみの分け方(具体品目の一例)

一般廃棄物

資源化(リサイクル)可能な紙類

新聞

折込広告含む。



段ボール

粘着テープ・カーボン紙(宅配伝票など)をはがしてください。



紙パック

※乾かす必要もありません。



シュレッダー紙

※乾かす必要もありません。



OA紙

コピー用紙、コンピュータ用紙
※廃出書類も含む。



雑誌

週刊誌、漫画本、専門誌、単行本、カタログ、教科書、パンフレット、辞典



その他の紙

包装紙、菓子やティッシュの包装、メモ用紙、ハガキ、封筒(粘着剤がある場合は取り除いてください)、紙袋、名刺
※廃出書類も含む。



リサイクルに向かない紙類(禁忌品)

※紙以外の物は素材で一般廃棄物か産業廃棄物か判断してください。(複合素材の紙は、成分比の多い素材で処理してください。)

※近年リサイクル技術の向上等により禁忌品の中でもリサイクル出来る再生資源事業者もありますので、リサイクルをご検討の際は、再生資源事業者等にお問合わせください。

塗染紙・アイロンプリント紙、昇華転写紙

絵柄などを布地に加熱してプリントする際に使われる紙、複写用紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、感熱紙、インクが強くしみこんでおり、再生品にインクが残ってしまうため。



においのついた紙

洗剤や絵の具の紙箱、石鹸の包装紙、芳香紙など再生品ににおいが残ってしまうため。



感熱発泡紙

点字などに使用する加熱すると盛り上がる紙、突起部分にコーティングされているものが多いため。



粘着材が付着した紙

シール、シール台紙、粘着メモ、圧着はがき、剥離はがき、粘着部分がリサイクル過程で機械に付着し、故障の原因となるため。
※粘着メモの中には、一部水性のものを採用している製品もありますが、一般的に区別がつかないため。



水に溶けない紙

○写真、写真プリント用紙
○紙コップ、ヨーグルトやカップ麺の容器などの防水加工紙
○合成紙
○アルミ、金紙、銀紙、ビニールでコーティングされた紙
古紙をリサイクルするには、水に溶かす必要があるため。



アルミでコーティングされた紙

金賞状



ビニールでコーティングされた紙



その他(木くず・天然繊維くず・天然皮革)(特定の業種から排出された場合は産業廃棄物として処理する必要があります。P10参照)



木製(机、家具、椅子、たんす、棚)、剪定枝、落ち葉など
※パレットは業種に関係なく全て産業廃棄物です。



天然繊維(毛布、木綿布、絹)、本巻、作業服(綿など)



天然皮革(かばん、ブーツなど)

食品の食べ残り、調理残さ、売れ残り

(特定の業種から排出された場合は産業廃棄物として処理する必要があります。P10参照)

※排出する前に水分をよく切ってください。

※食品関連事業者は、食品リサイクル法により減量・リサイクルが義務付けられています。



一般廃棄物収集運搬業許可業者が再生資源事業者へ委託しリサイクルしてください。
資源化可能な紙類については、焼却工場へは搬入できません。

一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託するか自ら焼却工場へ搬入してください。

産業廃棄物

缶・びん・ペットボトル



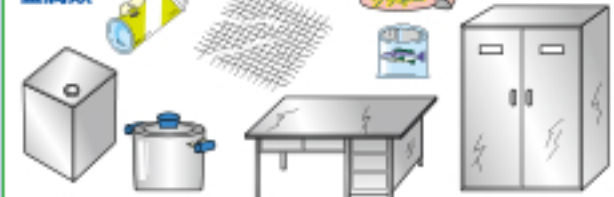
※自動販売機を設置している場合、飲料納品時に引き取ってもらう方法もあります。
※缶・びんは、再生資源事業者に委託することができます。

ガラス・陶磁器類



水櫃、窓ガラス、鏡、菓品のびん、試験管、シャーレー、植木鉢・レンガ・食器・茶碗などの陶磁器、調味料などのガラス製容器など

金属類



一斗缶、ペンキ缶、ストーブ(石油・ガス)、金属製品(机、椅子、棚、ロッカー、ベッド)、コンロ、レンジ、トースター、金庫、カーテンレール、ブラインド、金網、傘立て、金属チューブ、安全ピン、アルミホイール、クリップ、釘など

プラスチック類



クリアファイル、バインダー、ボールペン、発泡スチロール、食品トレイ、カップめん、お弁当の容器、食器(プラ製)、食品容器、梱包用PPバンド、ラップ類、カラーコーン、カセット、CD、DVD、ヘルメット、化学合成繊維(カーテン、作業服など)、タイヤ、電ビパイプ、ポリバケツ、合成皮革製のかばん、ナイロンロープ、アクリルパネル、スポンジ、ナイロンタオル、点滴のバック、チューブ、プラスチック系断熱材入量、プラスチック製品(プランター、収納ケース、ポリバケツなど)合成皮革の靴、合成樹脂製の梱包材など
※材質がプラスチック類であれば汚れていても産業廃棄物として処理してください。(一般廃棄物ではありません。)

電池



※電池は産業廃棄物の「金属くず」と「汚泥」の混合物に該当します。
小型充電式電池は、回収協力店などに相談しリサイクルしてください。(P21参照)

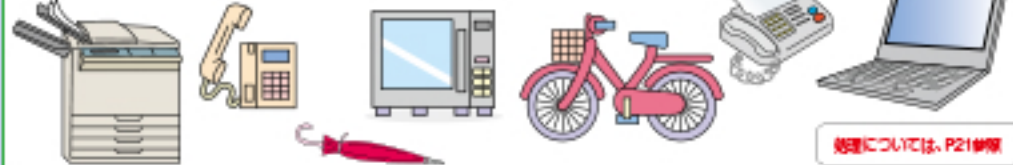
廃油



食用油、ラード、鉱物油、エンジンオイルなど

その他

(複数の素材の物、家電リサイクル法対象品目、パソコンなど)



処理については、P21参照

水銀使用製品産業廃棄物

保管する場合は、他の物と混在するおそれのないように仕切りを設けるなどの措置をとること。また、処理を委託する場合は、「水銀使用製品を含む」収集運搬又は処分許可を受けた事業者へ委託すること。



処理については、P17参照

産業廃棄物処理業許可業者に委託し処理又はリサイクルしてください。

(産業廃棄物は焼却工場へ搬入することができません。)